

周南市市長等の給与の支給額の特例に関する条例制定について

周南市市長等の給与の支給額の特例に関する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市長等の給与の支給額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における周南市市長等の給与に関する条例(平成15年周南市条例第41号。以下「市長等給与条例」という。)に規定する市長、副市長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者並びに周南市教育長の給与等に関する条例(平成15年周南市条例第43号。以下「教育長給与条例」という。)に規定する教育長(以下「特別職等」という。)の給与の支給額の特例について必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給額の特例)

第2条 特例期間における特別職等の給料の支給額については、市長等給与条例第4条及び教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、これらの条例で規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を控除した額とする。

(期末手当の支給額の特例)

第3条 特例期間における特別職等の期末手当の支給額については、市長等給与条例第9条及び教育長給与条例第4条の規定にかかわらず、これらの条例で規定する期末手当の支給額から、当該期末手当の支給額に100分の10を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例等の廃止)

- 2 周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例(平成 15 年周南市条例第 266 号)、周南市市長、助役及び収入役の給料の支給額の特例に関する条例(平成 15 年周南市条例第 278 号)、周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例(平成 17 年周南市条例第 9 号)、周南市市長及び副市長の給料の支給額の特例に関する条例(平成 24 年周南市条例第 40 号)及び周南市市長等の給与の支給額の特例に関する条例(平成 24 年周南市条例第 54 号)は、廃止する。

(有効期間)

- 3 この条例は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。